

宅建業者さま向け紹介制度のご案内

公社賃貸住宅に入居される方をご紹介ください。

1. 制度の概要

宅地建物取引業者様が賃貸住宅をお探しのお客様に下記の公社賃貸住宅を紹介され、成約した場合に「紹介手数料」として契約家賃1か月分（消費税別）の金額をお支払する制度です。

2. 顧客紹介業務委託先

一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会 群馬県本部
のいずれかの加盟業者といたします。

3. 対象となる団地

前橋市：南橋、大利根、広瀬、サン・コーポラス総社、元総社公社賃貸住宅

高崎市：井野、サン・コーポラス中居、グレイス高崎、ベルコートかたおか

桐生市：レスポワール錦、NBフィロ

太田市：サン・コーポラス太田細谷

館林市：サン・コーポラス三野谷

4. お支払について

お客様の賃貸借契約締結日以降となります。

紹介成立料請求書（所定の書式）をご提出ください。

この書類の受領が毎月20日頃までであれば当月末日に、それ以降の場合は翌月末日にお支払いたします。

5. 禁止事項

- ・お客様に手数料等を請求すること。
 - ・契約内容や物件について、お客様に虚偽の内容をご案内すること。
 - ・お客様の情報に関して、虚偽の内容で申込をすること。
 - ・1世帯で複数戸に申込すること。
 - ・申込の取りやめ等の連絡を行わず、別のお客様を紹介すること。
 - ・その他、当会社の募集活動の公平性を阻害する行為
- 上記禁止行為が発覚した場合や、当社が不適切と判断した場合は、紹介をお断りさせていただきます。

6. 注意事項

- ・必要書類や引渡し時期・入居可能時期等については、必ず公社係員にご確認ください。
- ・紹介はお客様と当社との間に賃貸借契約が締結され、住宅を引渡したときに成立します。